

法人会員の定義： 法人会員とは、会社、クラブ、協会、財団、またはタイの民商法典に基づきタイ国内で登録された法人格を有する機関を指します。
申し込みの際、以下の書類の提出が必要です。

1. 六ヶ月以内に発行されたの法人登記簿謄本の写し1部(写しには、「原本と相違ない」旨の記載と、会社の署名権者または正式に代理権を委任された者の署名が必要)または
2. 付加価値税登録証(Por Por 20のVAT登録証)の写し1部(写しには、「原本と相違ない」旨の記載と、会社の署名権者または正式に代理権を委任された者の署名が必要)

● 法人名 (タイ語)
Name of Juristic Person (英語)

法人形態
Type of Juristic Person

- ☐ 株式会社
Company Limited
- ☐ 公開株式会社
Public Company Limited
- ☐ 有限パートナーシップ
Limited Partnership
- ☐ 合名会社
Legal Entity Partnership
- ☐ その他 (内容を明記).....
Others (Please specify)

● 本社 / 支社所在地

本社 番地 村落 小路 工業団地名
 (登記上の所在地) 道路名 行政区 地区/市
 県 郵便番号 電話番号
 Fax E-mail

支社第号 番地 村落 小路 工業団地名

(登記上の所在地) 道路名 行政区 地区/市

県 郵便番号 電話番号

Fax E-mail

● 法人に関する詳細情報（必要事項をまれなくご記載ください。）

- 1) 業種 / 産業分野
2) 製品 / サービスの種類 3) 資本金 パーツ
4) 従業員数 名 5) 納税者番号(会社・事業体)

● 外国企業との合併の場合(内容をご明記ください。)

合併国名	合併相手法人名	出資比率 (%)

● 書類・郵送先の担当者の氏名

受領書類種別	氏名	役職・所属部門	"書類送付先 (1ヶ所を選択)"
1. 会員カード及び一般書類 (パンフレット、会報 TPA News 等)			☐ 本社 ☐ 支社
2. 会費領収書			☐ 本社 ☐ 支社

● 領収書の宛名(名義)をお選びください ☐ 本社 ☐ 支社



- ☐ 入会申込者は、以下のリンクより「会員向け個人情報保護方針」をよくお読みのうえ、内容をご理解いただきますようお願いいたします。Link ??
- ☐ また、入会申込者は当協会の会則、規則、および会員登録に関する条件・規約に基づく権利、義務、ならびに各種特典を承諾するものとします。

署名 署名権者
(.....)(氏名)

申請日 / /

● 会費 (VAT税込)

会員タイプ	入会金	年会費	合計
法人会員	200 バーツ	3,000 バーツ/年	3,200 バーツ
3ヵ年法人会員	200 バーツ	9,000 バーツ/3 年	9,200 バーツ

- 備考：
1. 入会金は新規会員のみお支払いいただきます。
 2. 銀行振込手数料は入会申込者のご負担となります。
 3. 当協会はタイ国税法40条8項該当のため、源泉徴収対象外です。

● お支払い方法

振込先口座名義：泰日経済技術振興協会 またはTechnology Promotion Association (Thailand-Japan)

1) TPA窓口での現金支払い ☐ 現金 ☐ 小切手委 (銀行名を明記) ☐ その他

2) 普通預金口座によるお支払い

- ☐ バンコク銀行 スクンビット43支店 口座番号：172-0-23923-3
☐ SCB銀行 エムクオーティエ支店 口座番号：009-2-23325-3

3) 郵送による銀行小切手でのお支払い 銀行名：

支払い確認のため、以下の支払い証書を同封し、下記の住所までご送付ください。

泰日経済技術振興協会 コーポレートコミュニケーションおよび会員サービス課

5-7 Soi Sukhumvit 29, Sukhumvit Road, Klongtoey Nua, Vadhana, Bangkok 10110

電話番号: +66 2258 0320-5 (内線番号: 638、636) 直通電話: +66 2259 9115

Fax +66 2259 9117 E-mail : member@tpa.or.th

TPA職員用の欄:

会員タイプ: ☐ 法人会員 (年間) 023-0301 = 3,200 バーツ ☐ 法人会員 (3ヵ年) 023-0303 = 9,200 バーツ

会員番号: ☐ - ☐ ☐ - ☐ ☐ ☐ ☐ 会員カードの有効期限/...../.....

領収書番号: 金額 バーツ 発行日/...../..... 担当者名

● 会員規約に基づく当協会の会員の権利および特典は、以下の通りです。

会員の権利	正会員	賛助会員	法人会員	会員の特典	正会員	賛助会員	法人会員
1. 協会が定める規則に従い、すべての協会活動に参加する権利、および協会が提供するすべての特典を受ける権利を有します。	●	●	●	1. 会報“TPA News”の送付	●	●	●
2. 協会または運営委員会に対し、協会の目的に沿ったあらゆる事項について協会の発展に資する意見を表明し、または助言を行う権利を有します。	●	●	●	2. TPA書店での書籍割引	●	●	●
3. 書面での申請を運営委員会に提出することにより、協会の業務および資産の状況を閲覧・検査する権利を有します。	●	●	●	3. セミナー研修費・会議室利用費の割引	●	●	●
4. 総会 (年次定時総会または臨時総会) に出席し、議論を行い、意見を表明し、運営委員に対して質疑を行い、議案を提出する権利を有します。	●	●	●	4. 日本語講座割引	●	●	●
5. 年次定時総会および臨時総会において議決権 (投票権) を行使する権利を有します。	●			5. TPA News および協会のウェブサイトにて、広報・自社PRサービスの利用	●	●	●
6. 協会運営委員として選出される被選挙権を有します。	●			6. 各種サービス施設および共催団体への割引サービス	●	●	●
7. 協会の会議および各種活動に、5名までの代表者を参加させる権利を有し、これらの代表者は賛助会員と同等の権利を有します。			●				

- 備考：
- 法人会員特典 (前号記載の1～6) は、当協会の判断により変更される場合があります。
 - 当協会は、会員様へ有益な情報をE-mail 等でご案内する場合があります。
 - 当協会は、法人会員として登録された企業のみを対象に、各種特典の受け取りや領収書の発行を行います。グループ企業による代用は認められません。